

学校法人の耐震化率の公表について

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公開することが求められています。

○建物の耐震化率

日本歯科大学の校舎等の耐震化率は、88.40%です。(2023年4月1日現在)

「私立学校校舎等実態調査」(日本私立学校振興・共済事業団)に基づき算出。

$(A + B) \div C = \text{耐震化率}$

A. 新築年月日が1981年6月1日以降の建物	55,102㎡
B. 新築年月日が1981年5月30日以前で耐震性能を有している建物	29,984㎡
C. 延床面積合計	96,249㎡

○耐震化計画

旧耐震基準の建物については、適切に耐震化措置を推進し、2025年度末までにキャンパス全体の耐震化率を100%とする。